
「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 23 年 2 月 15 日

本協会では、本年 2 月 15 日の自主規制会議において、「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正を行った。

現在、本協会では、苦情解決及び紛争解決のあっせん業務について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 77 条の 3 第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「センター」という。）に対し、その業務を委託しているところである。

本改正は、今般、センターが第 1 種金融商品取引業について、金商法第 156 条の 39 第 1 項の規定に基づく指定紛争解決機関（指定 ADR）となることを踏まえ、協会員等の責務に関し、必要な規定を整備するためのものである。

本規則改正は、本協会が別に定める日（注）から施行する。

（注） 本協会が別に定める日とは、センターが指定紛争解決機関として業務を開始する日（平成 23 年 4 月 1 日）とする。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、苦情解決及び紛争解決のあっせん業務について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 77 条の 3 第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「センター」という。）に対し、その業務を委託しているところである。

今般、センターが第 1 種金融商品取引業について、金商法第 156 条の 39 第 1 項の規定に基づく指定紛争解決機関（指定 ADR）となることを踏まえ、協会員等の責務に関し、必要な規定を整備するため、「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) あっせん手続への参加及びセンターの規則の遵守

- ① 協会員等がセンターのあっせん手続に参加する場合におけるセンターの規則の遵守義務について、答弁書の提出及び出頭等による説明又は資料の提出の義務に限定していた規定を改め、その義務の範囲をセンターの規則のすべてとする。（第 6 条第 1 項）
- ② 協会員等がその顧客を相手方としてセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てをした場合のセンターの規則の遵守義務を定めることとする。（第 6 条第 2 項）

(2) センターに対する利用負担金等の納付義務

- ① 協会員等の顧客からあっせん申立てがあった場合のあっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金の納付義務を定めることとする。（第 7 条第 1 項）
- ② 協会員等があっせんの申立てをした場合のあっせん申立金の納付義務を定めることとする。（第 7 条第 2 項）

(3) その他所要の改正を行う。（第 3 条）

3. 施行日

この改正は、本協会が別に定める日（注）から施行する。

（注） 本協会が別に定める日とは、センターが指定紛争解決機関として業務を開始する日（平成 23 年 4 月 1 日）とする。

以 上

「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
(業務の委託) 第 3 条 本協会は、次の各号に掲げる業務を、<u>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター</u>（以下「センター」という。）に委託する方法により行う。 1・2 (現行どおり) 2 (現行どおり) 5 (あっせん手続への参加及びセンターの規則の遵守) 第 6 条 協会員等の顧客からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、当該紛争の相手方である協会員等は、当該紛争につきセンターがあっせんを行うことに応諾し、当該あっせん手続に参加しなければならない。<u>この場合において、当該協会員等は、当該あっせん手続に関し、センターの規則に従わなければならない。</u> (削 る) (削 る) 2 <u>協会員等は、その顧客を相手方としてセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てをした場合には、当該あっせん手続に関し、センターの規則に従わなければならない。</u> (削 る)	(業務の委託) 第 3 条 本協会は、次の各号に掲げる業務を、<u>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせんセンター</u>（以下「センター」という。）に委託する方法により行う。 1・2 (省 略) 2 (省 略) 5 (あっせん手続への参加等) 第 6 条 協会員等の顧客からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、当該紛争の相手方である協会員等は、当該紛争につきセンターがあっせんを行うことに応諾し、当該あっせん手続に参加するほか、次の各号に掲げる義務を負う。 1 <u>センターの規則で定めるところにより、センターに対して答弁書を提出すること。</u> 2 <u>センターの規則で定めるところにより、センターからの求めに応じ、出頭若しくは文書による説明又は資料の提出を行うこと。(正当な理由がある場合を除く。)</u> (新 設) (あっせん案勧告の場合の措置) 第 7 条 <u>センターのあっせん委員が、センタ</u>

新	旧
<u>(あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金等)</u> 第 7 条 協会員等は、その顧客からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、センターの規則で定めるところにより、あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金を納付しなければならない。 2 協会員等は、その顧客を相手方としてセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てをした場合には、センターの規則で定めるところにより、あっせん申立金を納付しなければならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。 (削 る) (削 る)	<u>一の規則で定めるところにより、あっせん案を作成し、当事者双方に提示し、その受諾を勧告した場合、協会員等は、センターの規則で定めるところに従わなければならない。</u> (新 設) (新 設) <u>別表 1</u> (省 略) <u>別表 2</u> (省 略)

(注) 本協会が別に定める日とは、センターが指定紛争解決機関として業務を開始する日（平成 23 年 4 月 1 日）とする。

以 上